

所管部課名	林務水産課	担当者	下八尻 大策					
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、内水面資源回復事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	1,300千円	国県支出金 千円	一般財源 1,300千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	放流魚種と放流数量（尾数及び重さ）		アユ等 26,000尾/750kg	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	川内市内水面漁業協同組合							
補助対象経費	内水面漁業の振興に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	資源放流							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額							
上記項目の積算方法	1,300,000円							
補助を受ける3年事業の決算状況等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	3,365,514	72.1%	1,015,938	43.9%	1,230,059	48.6%
		会費収入	457,055	9.8%	283,638	12.2%	162,608	6.4%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	2,908,459	62.3%	732,300	31.6%	1,067,451	42.2%
		市補助金	1,300,000	27.9%	1,300,000	56.1%	1,300,000	51.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	4,665,514	100.0%	2,315,938	100.0%	2,530,059	100.0%	
	支出	事業費	4,665,514	100.0%	2,315,938	100.0%	2,530,059	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		4,665,514	100.0%	2,315,938	100.0%	2,530,059	100.0%	
支出計/前年度支出計			49.6%		109.2%			
自己資金/前年度自己資金			30.2%		121.1%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	アユ等	21,930尾/856.9kg	アユ等	17,729尾/763.6kg	アユ等	32,950尾/729.1kg		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】	平成28年度「見直しの上で継続：補助金内容の改善」 ・漁獲量の推移、漁協組合員の数・年齢、漁協の将来展望等を調査・把握し、本事業の有効性・必要性を検証する必要がある。						
	【前回評価への回答】	全国的にウナギ稚魚が激減している中、県内有数のシラス漁場である川内川においても川内市内水面漁協が資源回復に向けて継続的に取り組む放流活動のため支援は不可欠である。 (今年度改善点) アユやウナギの種苗放流効果について追跡調査を行い本事業の有効性・必要性を検証する。						
	【事業のPR方法】	平成22年度から「川魚を食する会」を再開し、PRに努めている。						
	【補助事業以外の事業】	特になし						
	【その他】	①現在、シラスウナギの漁獲量が激減していることから、川内川の資源を絶やさないため、県と協議しながら進めていきたい。 ②「川魚を食する会」「川内川の清掃」などを行い、川内川の魚食普及や環境美化に努めている。 ③ウナギの種苗放流効果については、県水産技術開発センターを中心に進めていきたい。						

内水面資源回復事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる内水面資源回復事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 内水面資源回復に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内市内水面漁業協同組合とする。
- (2) 事業計画の内容が内水面魚介類の維持及び培養に関するものであること。
- (3) 全号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 内水面資源回復事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 内水面漁業の振興に必要と認められる経費。

(交付の申請)

第5条 規則第5条に基づき申請を行うものとする。

- 2 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

(交付の基準)

第6条 内水面資源回復事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に内水面資源回復事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 規則第15条に基づき実績報告を行うものとする。

(効果の測定)

第8条 内水面資源回復事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 放流魚種と放流数量（尾数及び重さ）
- (2) 漁獲量

(補助事業者等の責務)

第9条 内水面資源回復事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の内水面

漁業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、当該年度において検討を行い、その結果に基づいて、次年度において所要の措置を講ずるものとする。